
3 0 1 8. 別送品輸出申告変更事項登録

業務コード	業務名
UEA01	別送品輸出申告変更事項登録

1. 業務概要

別送品輸出申告の内容を許可前に変更する場合に、別送品輸出申告変更事項を登録する。（当初の申告条件が「X」「Y」の場合（以下、「搬入前申告」という。）を含む。）

本業務を行う場合は、あらかじめ税関に申し出た後に行う。

登録した変更事項は「別送品輸出申告変更（U E E）」業務までの間、任意に訂正できる。

本業務は、税関の開庁時間にかかわらず行うことができる。

登録した別送品輸出申告事項は以下の全てを満たす場合に自由化申告として扱われる。

- ①申告日において入力者が認定通関業者である旨が登録されている（以下、当該輸出申告等をA E O申告という）。
- ②申告税関官署と蔵置官署が一致しない。ただし、同一官署判定処理にて同一官署として判定された場合を除く。
- ③申告先種別コードに「T：特別通関貨物」または「R：一般申告（緊急通関貨物）」の登録がない。
- ④あて先官署が政令派出所でない。

2. 入力者

通関業

3. 制限事項

- ①入力欄数は200欄以下であること。
- ②本業務または「別送品輸出許可内容変更事項登録（U A A）」業務により発生する枝番は、9以下であること。
- ③航空の場合は、貨物の総重量が1000トン未満であること。

4. 入力条件

（1）入力者チェック

- ①システムに登録されている利用者であること。
- ②別送品輸出申告DBに登録されている申告者と同一であること。

（2）入力項目チェック

（A）単項目チェック

「入力項目表」及び「オンライン業務共通設計書」参照。

（B）項目間関連チェック

「入力項目表」及び「オンライン業務共通設計書」参照。

（3）別送品輸出申告DBチェック

- （A）別送品輸出申告番号が別送品輸出申告DBに存在すること。
- （B）別送品輸出申告がされていること。
- （C）別送品輸出許可がされていないこと。
- （D）以下の登録がされていないこと。
 - ①「別送品輸出申告撤回」
 - ②「別送品輸出申告手作業移行」

（4）貨物情報DBチェック（海上のみ）

- （A）輸出管理番号が貨物情報DBに存在すること。
- （B）輸出貨物であること。
- （C）当該申告に係る貨物であること。

(D) 入力された以下の項目が貨物情報DBに登録されている内容と一致すること。

- ①貨物個数
- ②個数単位コード
- ③蔵置場所

(E) 仕分けの親となっていないこと。

(F) 仕合せの親となっていないこと。

(G) 訂正保留となっていないこと。

(H) 貨物手作業移行されていないこと。

(I) 入力者が、貨物情報DBに登録されている申告予定通関業と一致すること。または、申告予定通関業に対して、入力者が申告可能な旨がシステムに登録されていること。

(5) 輸出貨物情報DBチェック（航空のみ）

入力されたAWB番号が輸出貨物情報DBに登録されている場合は、以下のチェックを行う。

(A) 輸出貨物であること。

(B) MAWBでないこと。

(C) 仮陸揚げ貨物でないこと。

(D) システム外許可済でないこと。

(E) 当該申告に係る貨物であること。（AWB番号の変更がない場合のみ行う。）

(F) 入力された以下の項目が、輸出貨物情報DBに登録されている内容と一致すること。

- ①貨物個数
- ②蔵置場所

(G) 仕分け親または仕合せ親となっていないこと。（貨物が搬入前の場合は、チェックを行わない。）

(H) 情報の分割親または情報の統合親となっていないこと。（貨物が搬入前の場合は、チェックを行わない。）

(I) 仕分けまたは仕合せされている場合は、取扱確認が行われていること。（貨物が搬入前の場合は、チェックを行わない。）

(J) 訂正保留となっていないこと。（貨物が搬入前の場合は、チェックを行わない。）

(K) 搭載完了登録されていないこと。

(L) 以下の登録がされていないこと。（貨物が搬入前の場合は、①のみチェックを行う。）

- ①「貨物差止め」
- ②「亡失届受理」
- ③「滅却承認」
- ④「その他」

(M) 別送品輸出申告DBに登録されている通関蔵置場に搬入されていること。（搬入前申告を除く。）

(N) 貨物手作業移行されていないこと。

(O) 税関への通知を要する事故情報が登録されている場合は、税関による事故確認がされていること。（貨物が搬入前の場合は、チェックを行わない。）

(P) UBG貨物であること。

(Q) 輸出貨物情報DBに通関依頼先が指定されている場合は、通関依頼先と入力者が一致すること。または、通関依頼先に対して、入力者が申告可能な旨がシステムに登録されていること。

(6) 搬入伝票・LDR情報DBチェック（航空のみ）

AWB番号が変更され、かつ変更後のAWB番号に係る貨物に搬入伝票情報が登録されている場合で、搬入前の場合は、貨物に登録されている搬入伝票番号が、搬入伝票・LDR情報DBに存在すること。

(7) その他のチェック

(A) 欄部に入力がある場合は、1 欄目から順次入力され途中に入力されていない欄がないこと。

(B) 申告税関官署に係るチェック

①申告税関官署は通関予定蔵置場を管轄する税関内の官署であること。ただし、AEO申告である場合は、通関予定蔵置場を管轄する税関外の官署への申告を可能とする（申告先種別コードに「R：一般申告（緊急通関貨物）」または「T：特別通関貨物」の登録がある場合、若しくはあて先官署が政令派出所の場合を除く）

③申告税関官署は外郵官署でないこと。

5. 処理内容

(1) 入力チェック処理

前述の入力条件に合致するかチェックし、合致した場合は正常終了とし、処理結果コードに「000000-00000-00000」を設定の上、以降の処理を行う。

合致しなかった場合はエラーとし、処理結果コードに「000000-00000-00000」以外のコードを設定の上、処理結果通知の出力を行う。（エラー内容については「処理結果コード一覧」を参照。）

(2) 蔵置官署の決定処理

通関予定蔵置場コードに基づき、蔵置官署を決定する。

(3) 蔵置部門の決定処理

申告税関官署と蔵置官署が同一の場合は、申告先部門を蔵置部門とする。

申告税関官署と蔵置官署が異なる場合は、以下のとおり決定する。

①蔵置官署に変更がない場合は、変更前の蔵置部門を引き継ぐ。

②蔵置官署に変更がある場合は、システムに登録されている蔵置部門とする。

(4) 別送品輸出申告番号の枝番払出し処理

別送品輸出申告番号の枝番を払い出す。

ただし、別送品輸出申告変更事項の訂正の場合は、新たな枝番の払い出しを行わない。

(5) 輸出申告搬入後処理の解除処理

搬入前申告において、輸出申告搬入後処理の旨が登録され、当該処理が自動起動する前に本業務で訂正が行われた場合は、輸出申告搬入後処理の旨の情報を解除する。

(6) 別送品輸出申告DB処理

①入力内容を別送品輸出申告DBに登録・更新する。

②別送品申告番号の枝番が払い出された場合は、旧別送品輸出申告情報に削除の旨を登録する。

③別送品輸出申告DBに登録されている通関士審査結果を取り消す。

(7) 貨物情報DB処理（海上のみ）

貨物情報DBの申告情報を更新する。

(8) 輸出貨物情報DB処理（航空のみ）

(A) 別送品輸出申告変更に係る変更事項の登録の場合

輸出貨物情報DBの申告情報を更新する。

なお、AWB番号が変更されている場合は、旧別送品輸出申告DBに登録されているAWB番号に係る輸出貨物情報DBから別送品輸出申告された旨を取り消す。

(B) 別送品輸出申告変更に係る変更事項の訂正の場合

AWB番号が変更されている場合は、変更前のAWB番号に係る輸出貨物情報DBから別送品輸出申告された旨を取り消す。

(C) 搬入前申告に係る変更事項の登録の場合

- ①AWB番号が輸出貨物情報DBに存在する場合、輸出貨物情報DBの申告情報を更新する。
- ②AWB番号が輸出貨物情報DBに存在しない場合、輸出貨物情報DBを作成する。
- ③AWB番号が変更されている場合は、旧別送品輸出申告DBに登録されているAWB番号に係る輸出貨物情報DBから搬入前申告された旨を取り消す。ただし、搬入前申告時に輸出貨物情報DBを作成した場合は、輸出貨物情報DBを削除する。

(D) 搬入前申告に係る変更事項の訂正の場合

- ①AWB番号が輸出貨物情報DBに存在する場合、輸出貨物情報DBの申告情報を更新する。
- ②AWB番号が輸出貨物情報DBに存在しない場合、輸出貨物情報DBを作成する。
- ③AWB番号が変更されている場合は、変更前のAWB番号に係る輸出貨物情報DBから搬入前申告された旨を取り消す。ただし、搬入前申告に係る変更事項の登録時に輸出貨物情報DBを作成した場合は、輸出貨物情報DBを削除する。

(9) 搬入伝票・LDR情報DB処理（航空のみ）

AWB番号が変更された場合は、以下の処理を行う。

- ①AWB番号に係る貨物に搬入伝票情報が登録されている場合で、搬入前の場合は、搬入前に申告が行われた旨を登録する。
- ②変更前のAWB番号に係る貨物に搬入伝票情報が登録されている場合で、搬入前の場合は、搬入前に申告が行われた旨を取り消す。

(10) 添付ファイル管理DB処理

入力された別送品輸出申告番号に対して、添付ファイルの登録が行われている場合は、手続きの状況及び申告変更された旨を添付ファイル管理DBに登録する。

(11) 注意喚起メッセージ出力処理

注意喚起メッセージとして処理結果通知に出力する。詳細は、オンライン業務共通設計書の別紙E06「輸出申告事項登録等における注意喚起メッセージの出力優先順位」を参照。

(12) 出力情報出力処理

後述の出力情報出力処理を行う。出力項目については「出力項目表」を参照。

6. 出力情報

情報名	出力条件	出力先
処理結果通知	なし	入力者
別送品輸出申告変更入力 控情報	なし	入力者

7. 特記事項

(1) 入力画面コードについて

本業務は海上、航空で入力画面が異なるため、以下の画面コードを指定する必要がある。

指定する画面コード	選択条件
SEA	海上の事項登録をする場合
AIR	航空の事項登録をする場合